訪問看護重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会医療法人　鳩仁会
主たる事務所の所在地	札幌市中央区南9条西10丁目1-50
法人種別	社会医療法人
代表者名	理事長　　村木　里誌
電話番号	011-513-0111

2.事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所の名称	札幌中央病院訪問看護ステーション
事業所の所在地	札幌市中央区南9条西10丁目1-50
事業所番号	0160191250
管理者の氏名	水野　裕子
電話番号	011－512－3625
FAX 番号	011－513－0118

(2) 事業所の職員体制

看護師	2.5名

(3) 通常の事業の実施地域

事業の実施地域	中央区、南区、西区、北区、東区、豊平区、白石区

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時
非営業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日

(5) 事業の目的と運営方針

〔事業の目的〕

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

〔運営方針〕

札幌中央病院訪問看護ステーション（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定し支援します。

① 事業の実施にあたっては、医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市区町村、地域の保健・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

② 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

3.提供するサービスの内容及び費用

(1) 提供するサービスの内容

① 心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント

② 清潔の保持、睡眠、食事・栄養および排泄等療養生活の支援及び介護予防

③ 褥瘡の予防・処置

④　日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
⑤　人生の最終段階における看護
⑥　認知症・精神障害患者の看護
⑦　療養生活や介護方法の相談・助言
⑧　服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
⑨　その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
⑩　日常生活用具の選択・使用方法の訓練
⑪　居宅改善の相談
⑫　入退院（所）時の共同指導等

（2）看護職員の禁止事項

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①　利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
②　利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
③　利用者の同居家族に対するサービスの提供
④　利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑤　身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）
⑥　その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（3）利用料

- 利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス日の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者は、札幌中央病院訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

（4）利用料の支払い方法

- お支払方法は現金又は銀行自動引き落としの支払方法をご利用ください。
  ①　現金でお支払いの場合は、請求書を利用月の翌月の訪問時にお届けします。その際又はその月の20日までにお支払いください。
  ②　銀行(北洋・ゆうちょ・道銀)自動引き落としの場合は、請求書を利用月の翌月の訪問時にお届けします。口座からの引き落としは20日前後となります。引き落としに際には、利用料のほか銀行の引き落とし手数料を加算しての請求になります。北洋・ゆうちょ銀行は55円、道銀は110円となります。

（5）キャンセル料について

特にキャンセル料は求めませんが、利用者の都合でサービスを中止する場合にはできるだけ速やかに訪問看護ステーション管理者にご連絡をお願いします。

緊急やむを得ない事情以外での無断キャンセルが続く場合は、契約の継続ができなくなる場合もありますのでご了承願います。

4.緊急時等における対応方法

サービス提供中にあたり事故、体調の急変等が生じた事前の打ち合わせに基づき、利用者の主治医、緊急時連絡先（ご家族等）、救急隊、居宅　サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

（1）緊急時診療等を求める医療機関

病　院　名
所　在　地
主治医
電話番号

（2）家族又は代理人等の緊急時連絡先

氏名
住　所
電話番号
続　柄

5.事故発生時の対応

(1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

6.感染症蔓延及び災害等発生時の対応

(1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

(2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

7.個人情報の保護について

社会医療法人鳩仁会　札幌中央病院訪問看護は、利用者の安全に配慮し、個人情報の提供は最小限とし、別紙個人情報使用同意書に基づいて使用についての説明を行い、納得いただいたうえで記入をお願いいたします。

8.利用者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者等の人権の擁護のため、また虐待等ハラスメントの防止・カスタマーハラスメントの防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2) 供託サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

9.苦情等申立窓口

当訪問看護のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情等がございましたら、訪問担当者までお気軽にご相談ください。また、事業所内の相談窓口でも受付を致しておりますのでご利用ください。適切に対応するために責任をもって調査し、改善に努めます。

苦情・相談窓口　担当者　水野　裕子
電話番号　011－512-3625
利用時間　9時00分～17:00（土曜・日曜・祝日・12月30日～1月3日除く）

公的機関においても、苦情等の申し出ができます。
北海道福祉サービス運営適正化委員会
所在地　札幌市中央区北2条西7丁目1番地　北海道立道民生活センター3階
電話番号　011-204-6310

その他各区保健福祉課でも受け付けています

【説明確認欄】

年　　月　　日

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護の重要事項を説明しました。

事 業 所　　所 在 地　札幌市中央区南9条西10丁目1番50号
事業所名　札幌中央病院 訪問看護ステーション
管 理 者　水野 裕子

説 明 者　　印

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

〈利 用 者〉　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代 筆 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄（　　）印

代筆理由：□手が不自由　□認知症　□その他（　　）

〈家族・代理人〉　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄（　　）印

注）「代理人」とは、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業所との連絡調整等を行えるかた